



発行 新潟県

第 27 号

令和2年4月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

16 加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程の一部改正(農地建設課)

告 示

- 459 新潟県地域保健医療計画の一部変更(医師・看護職員確保対策課)
- 460 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更承認(地域農政推進課)
- 461 保安林の指定(治山課)
- 462 保安林の指定(治山課)
- 463 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 464 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 465 道路の区域変更(道路管理課)
- 466 道路の供用開始(道路管理課)
- 467 歳入の徴収事務の委託(建築住宅課)

病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託(病院局経営企画課)
- 4 公金の収納事務の委託(病院局経営企画課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

訓 令

◎新潟県訓令第16号

新発田地域振興局

加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程(平成6年4月新潟県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

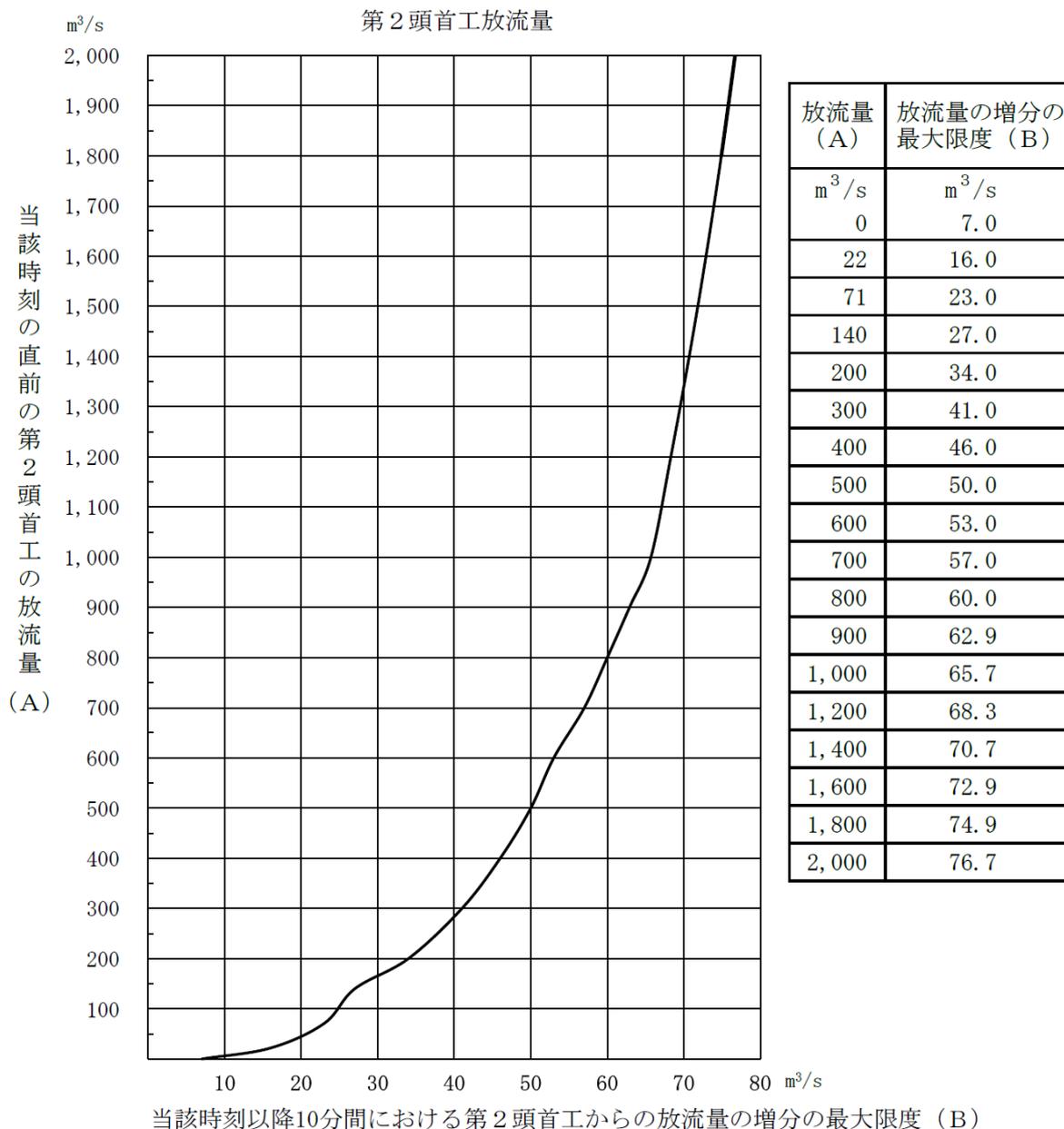
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(関係機関に対する通知)</p> <p>第11条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる頭首工の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関に対し、放流を開始する1時間前までに、放流の日時、放流量、下流の<u>水位等</u>を加入電話により通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(洪水吐ゲート等の操作)</p> <p>第13条 第1頭首工の放流用のゲートを構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲートという。</p> <p>2 第1頭首工から放流する場合は、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、土砂吐ゲートの順に開くものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 ゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によって操作するものとする。</p> <p>第14条 第2頭首工の放流用のゲートを構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に第1号土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、第2号土砂吐ゲートという。</p> <p>2 第2頭首工から放流する場合は、<u>第1号土砂吐ゲートの上段ゲート及び第2号土砂吐ゲートの上段ゲート</u>、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、<u>第1号土砂吐ゲートの下段ゲート及び第2号土砂吐ゲートの下段ゲート</u>の順に開くものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p>	<p>(関係機関に対する通知)</p> <p>第11条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる頭首工の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関に対し、放流を開始する1時間前までに、放流の日時、放流量、下流の<u>水位の上昇見込量等</u>を加入電話により通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(洪水吐ゲート等の操作)</p> <p>第13条 第1頭首工の放流用のゲート(<u>魚道ゲートを除く。</u>)を構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲートという。</p> <p>2 第1頭首工から放流する場合は、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、土砂吐ゲートの順に倒し、<u>又は開くものとする</u>。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 ゲートを<u>立て、又は閉じるときは、これを倒し、又は開いた順序の逆の順序によって操作するものとする</u>。</p> <p>第14条 第2頭首工の放流用のゲート(<u>魚道ゲートを除く。</u>)を構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に第1号土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、第2号土砂吐ゲートという。</p> <p>2 第2頭首工から放流する場合は、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、第1号土砂吐ゲート、<u>第2号土砂吐ゲート</u>の順に開くものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p>

<p>3 (略)</p> <p>第15条 削除</p> <p>(洪水)</p> <p>第19条 洪水とは、頭首工地点の流量が次に掲げる流量以上の出水をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2頭首工 毎秒<u>440立方メートル</u></p> <p>(洪水警戒体制)</p> <p>第20条 管理者は、<u>頭首工に係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として新潟地方気象台から大雨に関する注意報又は警報が発せられ、かつ、洪水の発生するおそれがあると認めるとき</u>は、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第21条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 最大流入量、洪水流量<u>及び洪水継続時間</u>を予測すること。</p> <p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第22条 管理者は、大雨に関する注意報若しくは警報が<u>解除されたとき</u>、又は洪水の発生するおそれが<u>ないと認めるとき</u>は、頭首工本体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは、速やかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(<u>魚道ゲートの操作</u>)</p> <p>第15条 <u>魚道ゲートは、魚族のそ上に必要な水量を確保するため、必要に応じて操作するものとする。</u></p> <p>(洪水)</p> <p>第19条 洪水とは、頭首工地点の流量が次に掲げる流量以上の出水をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2頭首工 毎秒<u>600立方メートル</u></p> <p>(洪水警戒体制)</p> <p>第20条 管理者は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>新潟地方気象台から大雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。</u></p> <p>(2) <u>その他洪水の発生するおそれがあるとき。</u></p> <p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第21条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 最大流入量、洪水流量、<u>洪水継続時間及び流入量の時間的変化</u>を予測すること。</p> <p>(洪水警戒体制の解除)</p> <p>第22条 管理者は、大雨に関する注意報若しくは警報が<u>解除され、洪水が終わったとき</u>又は洪水の発生するおそれが<u>なくなったとき</u>は、頭首工本体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは、速やかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。</p>
---	---

別図第5を次のように改める。

別図第5 (第10条関係)



告 示

◎新潟県告示第459号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、第7次新潟県地域保健医療計画（平成30年4月新潟県告示第348号）を変更したので、同法第30条の4第18項の規定により公示する。なお、当該変更に係る関係書類を新潟県医務薬事課、医師・看護職員確保対策課及び地域振興局健康福祉（環境）部並びに新潟市保健衛生部地域医療推進課及び新潟市保健所において縦覧に供する。

令和2年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 追加した事項

- (1) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（計画の名称：新潟県外来医療計画）
- (2) 医師の確保に関する事項（計画の名称：新潟県医師確保計画）

2 変更年月日

令和2年3月31日

◎新潟県告示第460号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する規程（以下「事業規程」という。）の変更を次のとおり承認した。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 事業規程を変更した農地中間管理機構の名称
公益社団法人新潟県農林公社

- 2 変更概要

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）により法の一部が改正されたことに伴い（農地利用集積円滑化事業の廃止等）、所要の改正を行った。

- (1) 事業実施区域の変更
- (2) 農用地等の売渡等の相手方に係る要件の追加

- 3 承認年月日

令和2年4月1日

◎新潟県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市羽茂滝平1234から1236まで

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第462号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年4月10日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町三方字島向堰上甲1483、甲1484

- 2 指定の目的

なだれの危険の防止

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市長村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び阿賀町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第463号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
新穂ダム	農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業	佐渡市	令和2年3月23日

◎新潟県告示第464号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
矢田	農業用道路整備(広域関連農道整備)事業	柏崎市	令和2年3月25日

◎新潟県告示第465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫雲寺菅谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市真野原3773番から	新	6.8~20.6メートル	367.4メートル
同市真野原字屋敷前3498番まで	旧	5.6~20.6メートル	367.7メートル

◎新潟県告示第466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 紫雲寺菅谷線
- 2 供用開始の区間
新発田市真野原3773番から同市真野原字屋敷前3498番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月10日

◎新潟県告示第467号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収事務

- (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- (3) 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）第2条の規定により徴収する県営住宅に係る建物使用料

2 受託者の氏名又は名称及び住所

新潟県住宅供給公社

新潟市中央区新光町15番地2

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 委託した事務

新潟県立病院における診療費等未収金収納事務丁

2 受託者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階

弁護士法人舘野法律事務所

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 委託した事務

- (1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
- (2) 新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- (3) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、旧新潟県立六日町病院、旧新潟県立小出病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号

株式会社YARUSHIKA

- (2) 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号

株式会社NKSコーポレーション新潟支店

- (3) ア 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブニーイレブン・ジャパン

イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

ウ 東京都港区芝浦三丁目1番21号

- 株式会社ファミリーマート
エ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
オ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ミニストップ株式会社
カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
キ 東京都江東区木場5-10-11
国分グローサーズチェーン株式会社
ク 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
ケ 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
コ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中材機械室什器（ステンレス製シェルフ等）について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年4月10日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
中材機械室什器（ステンレス製シェルフ等） 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和2年8月31日（月）
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年4月20日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年4月21日(火)午前10時30分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。